

単価契約仕様書

行財政局市税事務所法人諸税室

(償却資産担当 山口・大石 電話 075-222-3170)

件 名	固定資産税（償却資産）例月入力等業務委託
形 状 ・ 寸 法	「固定資産税（償却資産）例月入力等業務委託仕様書」のとおり
予 定 数 量	「固定資産税（償却資産）例月入力等業務委託仕様書」のとおり
契 約 期 間	「固定資産税（償却資産）例月入力等業務委託仕様書」のとおり
契 約 条 件	「固定資産税（償却資産）例月入力等委託業務仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

デジタル化戦略 推進室 システム第一	係長		係員	
--------------------------	----	---	----	---

令和 8年 9月 2日

——入力委託加工指示書——

行財政局市税事務所法人諸税室

(担当 償却資産担当 山口、大石 TEL222-3170)

総合企画局デジタル化戦略推進室

(担当 システム第一 中山、香山 TEL 222-3256)

業務名		固定資産税(償却資産)	
連絡票名		償却資産税 例月連絡票	
入力日程		別紙のとおり	
入力予定件数		別紙のとおり	
收受場所		受渡し 消防庁舎7階デジタル化戦略推進室事務室	納品 消防庁舎7階デジタル化戦略推進室事務室
委託の範囲		穿孔・検孔とし、納品媒体はDVD-RWとする。	
データ形式	レコードサイズ	別紙のとおり	
	ファイル名	別紙のとおり	
	文字コード	1バイト文字 : EBCDICカタカナコード 2バイト文字 : 日本電気株式会社のJIPS(E)	
	フォーマット形式	☐ FAT32 ☒ UDF(2.01以降)	
	その他		
注意点		1 入力仕様は穿孔指示書による。疑義が生じた場合は、担当者に連絡すること。 連絡票の種別は「Q」「R」「S」「S-1」「T」「U」がある。 2 納品媒体は、京都市総合企画局デジタル化戦略推進室が提供するものを使用すること。 3 テストパンチを実施するため、落札後速やかにデジタル化戦略推進室担当者に連絡をとること。 なお、テストパンチ分は入力予定件数に含まない。また、支払い請求時、支払請求書に記載されるパンチ件数に含まないものとする。 4 連絡票收受の際は、冊数を必ず確認すること。 5 電子計算機による事務処理等(入力等)の委託契約に係る共通仕様書(令和5年4月1日版)を遵守すること。 6 ISO9001の認定を受けた事業者であること。 7 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定又はISO27001の認定を受けていること。 8 各処理分のバックアップができる体制をとること。 9 各処理分について、納品媒体の読み取り不能や入力ミスに迅速に対応できる体制をとること。 10 支払いは、月末締めの翌月請求とする。 11 日程は変更になることがある。 12 予定件数は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 13 穿孔期間中、償却資産担当からの記入内容の問い合わせに対応できる体制をとること。 14 判別不能時は穿孔指示書に従い、不明な場合は償却資産担当に連絡をとること。	
契約期間		令和9年4月1日 ~ 令和10年3月31日	

固定資産税（償却資産）例月入力等業務委託仕様書

京 都 市 行 財 政 局

市税事務所法人諸税室

1 本仕様書の位置付け

- (1) この仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が請負人（以下「乙」という。）に委託する固定資産税（償却資産）に係る申告書及び明細書等の入力業務の範囲について定めるものである。
- (2) この仕様書は、別添の「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）第1条の「個別仕様書」に当たるものである。

2 委託する業務の概要

乙は、甲が貸与する固定資産税（償却資産）に係る申告書及び明細書等（以下「入力帳票」という。）に記載された項目のうち甲が指示する箇所を電子計算機等に入力してデータ化し、甲が指示するファイルフォーマット等に編集して甲へ納品するものである。

3 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 履行計画

乙は、契約締結後14日以内に甲と協議のうえ、本仕様書に定める事項を踏まえて計画書を作成し、甲の承認を得なければならないこととする。

また、計画内容に変更が生じた場合等については、これを直ちに修正して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

なお、当該計画書は、少なくとも以下のことを踏まえて作成することとする。

- (1) 履行体制（営業、入力、輸送等の各担当がわかる概要図及びおおよその人員体制）
- (2) 個人情報の管理体制（履行場所を含む。）及び管理方法
- (3) 入力業務に係る各種工程及びその進捗や品質の確認方法

5 支給品

なし。

6 貸与品

(1) 入力帳票

ア 種類

- (ア) 申告書（通常分）－「Q」
- (イ) 申告書（取消分）－「R」
- (ウ) 明細書（増加分）－「S」、「S－1」
- (エ) 明細書（減少分）－「T」
- (オ) 税額異動 －「U」

イ 編冊

入力帳票の種類ごとに区分し、1冊当たり200枚を超えないように綴って、各冊子に表紙をつけて編冊して引き渡すものとする。

ウ 引渡し枚数の確認及び受渡票の作成

引渡しの際、乙は、甲が作成した受渡票（別紙１）に記載された冊数及び枚数等と、編冊された入力帳票の冊数及び枚数等を確認し、受渡票に押印又はサインするものとする。

エ 予定数量

別紙２のとおりとする。数量は本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は一切補償しない。ただし、予定数量から大幅に増加する場合は事前に甲から乙に連絡し、引渡日及び納品日について協議するものとする。

オ 引渡日

契約締結後に甲から示すものとする。

なお、昨年度の引渡日は別紙２のとおりであり、大幅な変更はない予定である。

カ 引渡場所

京都市行財政局市税事務所法人諸税室の執務室とする。

キ 入力帳票の返却日

契約締結後に甲から示すものとする。なお、昨年度の引渡日は別紙２のとおりであり、大幅な変更はない予定である。ただし、予定数量の大幅な増加が生じた場合は、甲と乙が協議して変更する場合があるものとする。

ク 入力帳票の返却枚数の確認等

返却の際は甲と乙が冊数及び枚数等を確認し、受渡票に押印又はサインするものとする。

ケ 返却場所

京都市行財政局市税事務所法人諸税室の執務室とする。

(2) その他

甲と乙が協議し、甲が必要と認めるものとする。ただし、甲が所有しているものに限るものとし、それ以外は乙の負担において乙が用意する。

ア 貸与時期

貸与する必要があると認めた時期等を踏まえ、甲が別途指定する。

イ 提出書類

借用書又は授受簿を作成して、甲に提出するものとする。

ウ 引渡し場所

貸与する必要があると認めたものの状態等を踏まえ、甲が別途指定する。

エ 返却時期

契約期間内において甲が指定する日、又は委託業務の内容が変更されたとき、若しくは契約が解除されたときに直ちに甲に返却するものとする。

オ 提出書類

乙は、甲に対して返還届又は授受簿を作成し、これを提出して、甲の受領印を受け、借用書を提出していた場合は、これの返還を受ける。ただし、貸与品を電子計算機等において処理していた場合は、乙はこれらを復元できないように抹消し、抹消したことを証明する書面（社印等の押印があるものに限る。）を作成して、甲に提出するものとする。

カ 返却場所

京都市行財政局市税事務所法人諸税室の執務室とする。

(3) 記録媒体

ア 種類

DVD-RWとする。

イ 引渡日

契約締結後に甲から示すものとする。

なお、昨年度の引渡日は別紙2のとおりであり、大幅な変更はない予定である。

ウ 引渡場所

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室の執務室とする。

エ 記録媒体の返却日

契約締結後に甲から示すものとする。なお、昨年度の引渡日は別紙2のとおりであり、大幅な変更はない予定である。ただし、予定数量の大幅な増加が生じた場合は、甲と乙が協議して変更する場合があるものとする。

オ 返却枚数

第1回分（正・副1枚ずつ）、第2回分（正・副1枚ずつ）とする。

カ 返却場所

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室の執務室とする。

7 成果品等

(1) 成果品

成果品については、前述のとおり貸与した入力帳票を電子計算機等に入力し、別紙3のとおりデータ化したものとする。

なお、データの文字コードについては、JIPS(E)、EBCDICとする。

(2) 入力事項の指示・案内

入力帳票に朱書きや矢印で訂正しているなど、その入力に際して指示がある場合は、これに従って入力することとする。

(3) 入力内容の確認等

乙は成果品の作成に際しては入力誤り等が生じないように、異なる担当者がそれぞれデータ入力を行って照合するなどの確認作業等を行い、品質を確保することとする。

(4) 不明箇所等の取扱い

乙は、別紙3に掲げる様式と異なる入力帳票があった場合でも、可能な限りこれを入力することとする。ただし、表題等が記載されておらず、入力項目が不明な場合は、これを入力せず、当該帳票に付箋を付けて、甲に入力しなかった旨とその理由が伝わるよう、対応するものとする。

また、様式に関わらず、入力帳票に記載されている文字等の判読について疑義が生じた場合や、オペレーターの判断により不明文字等を入力した場合についても付箋を付け、甲に入力内容等を知らせるものとする。

(5) 納品等

成果品のデータはDVD-RWに記録し（正・副1枚ずつ）、納品日に甲に納品するものとする。

る。また、納品に使用するディスクは甲が用意するものとする。

(6) 納品場所

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室の執務室とする。

(7) その他

ア 不明な点等が生じた場合は、速やかに甲に連絡し、指示を受けること。

イ 入力データは、契約期間中においてはこれのバックアップデータを作成し、これを適切に管理すること。

ウ 入力内容を変更する必要がある場合は甲と乙が協議し、甲の指示に従い対応すること。

8 支払方法

本仕様書に定める業務が完了した旨を書面で提出し、甲の完了の確認・検査を経たうえで、速やかに甲の指定する方法により請求するものとする。

なお、請求は、原則として、毎月の履行に対する費用を、毎月請求するものとする。

9 その他

(1) 甲のシステム運用の都合により、乙の作成したデータ等に誤り等がなくとも、甲の電子計算機における処理が困難な場合、乙は、データ処理について甲に協力するものとし、場合によっては、文字コード等を変更し、甲が指示する項目を編集したデータを作成して甲に納品するものとする。

(2) 成果品の品質等の確認及びテスト等

ア テストの実施

甲は、入力帳票を各種5枚ずつ用意し、乙はこれを本仕様書に定めるとおり成果物を作成し、納品することとする。

納品の結果、入力内容に誤りがある等、不適切な点が認められた場合は、これが解消されるまで繰り返しテストを行うものとする。

イ テストの日程

契約締結後、速やかに甲と乙が協議し、初回の入力帳票の引渡し日までに乙のプログラム修正や運用の見直し等が完了できるよう日程を決定する。

ウ その他

テストの結果、乙が作成した記録媒体の読取りに支障がある場合、乙の入力内容等に誤りがある場合、又は乙の引渡し、納入方法等に誤りがある場合、甲は乙に対して改善を指示し、乙は、これに従い直ちに改善するものとする。

なお、テスト及びテストの結果を受けて甲が求めた改善に係る費用については、すべて乙の負担とする。

また、甲と乙が協議して決定した日までに改善できない場合、乙には本業務を履行することができないものと判断し、甲は契約を解除することができることとする。この場合、乙が当該業務のために要したプログラム等の開発費用等や、テスト等に要した費用の額などはすべて乙の負担とする。

(3) 個人情報等の取扱い

個人情報及びその他の情報の電子計算機処理等を含めた取扱いに当たっては、共通仕様書に準じて取り扱うこと。

令和9年度

固定資産税（償却資産）連絡票に係る受渡票

月処理	回目
-----	----

引渡日（甲→乙）		返却日（乙→甲）	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	
償却資産担当引渡印	業者受取印	業者引渡印	償却資産担当受取印

種 別		冊 数	件 数
申告書その他分	Q		
申告書全取消分	R		
明細書増加分	S		
	S-1		
明細書減少分	T		
税 額	U		
合 計			

年 度 相 当		509			508			507		
種 別		冊数	枚数	件数	冊数	枚数	件数	冊数	枚数	件数
申告書その他分	Q		-			-			-	
申告書全取消分	R		-			-			-	
明細書増加分	S									
	S-1									
明細書減少分	T									
税 額	U		-			-			-	

年 度 相 当		506			505		
種 別		冊数	枚数	件数	冊数	枚数	件数
申告書その他分	Q		-			-	
申告書全取消分	R		-			-	
明細書増加分	S						
	S-1						
明細書減少分	T						
税 額	U		-			-	

（甲：京都市， 乙：受託業者）

日程、数量等
(単位：件)

連絡回		帳票引渡日	納品日	申告書		明細書		税額異動
			(返却日)	Q	R	S、S-1	T	U
4月	第2回	令和8年4月3日(金)	令和8年4月7日(火)	10	5	0	0	通算 5件
5月	第1回	4月17日(金)	4月21日(火)	50	5	1000	300	
	第2回	4月30日(木)	5月7日(木)	5	10	20	50	
6月	第1回	5月25日(月)	5月27日(水)	30	10	6000	100	
	第2回	6月4日(木)	6月8日(月)	20	10	10	10	
7月	第1回	6月23日(火)	6月25日(木)	50	10	3000	150	
	第2回	7月3日(金)	7月7日(火)	0	0	30	30	
8月	第1回	7月22日(水)	7月24日(金)	60	10	4000	150	
	第2回	8月3日(月)	8月5日(水)	5	0	50	10	
9月	第1回	8月21日(金)	8月25日(火)	20	10	350	50	
	第2回	9月2日(水)	9月4日(金)	5	0	0	10	
10月	第1回	9月18日(金)	9月25日(金)	40	0	250	100	
	第2回	10月5日(月)	10月7日(水)	5	10	20	10	
11月	第1回	10月21日(水)	10月23日(金)	50	0	710	50	
	第2回	11月2日(月)	11月5日(木)	10	0	150	5	
12月	第1回	11月18日(水)	11月20日(金)	20	0	1300	60	
	第2回	12月1日(火)	12月3日(木)	20	0	700	20	
1月	第1回	12月17日(木)	12月21日(月)	20	10	500	50	
	第2回	令和9年1月4日(月)	令和9年1月6日(水)	10	0	150	60	
2月	第1回	1月21日(木)	1月25日(月)	30	0	250	10	
	第2回	2月2日(火)	2月4日(木)	20	5	300	5	
3月	第1回	2月18日(木)	2月22日(月)	100	5	1200	250	
	第2回	3月4日(水)	3月6日(金)	10	0	10	10	
4月	第1回	3月24日(水)	3月26日(金)	10	0	0	10	
			合計	600	100	20000	1500	5

※ 引渡日・返却日は契約締結後に甲から示すものとする。なお、上記記載の日程は昨年度のものであり、大幅な変更はない予定である。

※ 令和9年度の予定数量は上記のとおりである。

※ 入力帳票の引渡し、入力帳票の返却及びデータの納品は、原則として上記帳票引渡日及び納品日の午後4時とする。

※ 引渡件数の大幅な増加が見込まれる場合は、事前に連絡し納品日の調整をする。

[illegible]

京都市役所		業務名		固定資産税		作成者		行財政局市税事務所法人諸税室		作成年月日		5枚の内1枚目	
		帳票名		償却資産連絡票(申告書全取消)		TEL		075-222-3170		令和2年10月1日			
穿孔指示書													
継続番号[0]													
FIELD-NO1234													
TYPE	NUMERIC												
	ALPHA												
	カナ												
	漢字												
	特殊文字												
	DUP												
	SKIP												
	LEFTZERO												
	LEFTSPACE												
桁数													
ITEM	所有者コード	業 種 コ ー ド	S P A C E	市 評 価 サ イ ン	所 在 学 区	編 冊 番 号	前年前に取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	前年前に取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	前年前に取得したもの
							取得価額(構築物)					取得価額(機械及び装置)	
継続番号[0]													
FIELD-NO要領													
注意種類R(申告書全取消)													
6コンスタント「2」													
共通「0」で始まる数字もそのままパンチ													
例「01」は「01」とパンチ													
110桁の数字に満たない場合は7桁目以降に空白パンチし、10桁とする													
5表紙に記載の年度をパンチ													

京都市役所																								業務名 固定資産税										作成者 行財政局市税事務所法人諸税室										作成年月日																																																									
穿孔指示書																								帳票名 償却資産連絡票(明細書増加分)										TEL 075-222-3170										令和2 年 10 月 1 日										2 枚の内 1 枚目																																															
継続番号[0		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
FIELD-NO		1										2		3		4		5						6		7										8										9		10		11		12		13										14		15		16																																	
TYPE	NUMERIC																																																																																																				
	ALPHA																																																																																																				
	カナ																																																																																																				
	漢字																																																																																																				
	特殊文字																																																																																																				
	DUP																																																																																																				
	SKIP																																																																																																				
	LEFTZERO																																																																																																				
	LEFTSPACE																																																																																																				
	右シフト																																																																																																				
桁数																																																																																																					
ITEM		所有者コード										業種コード		市評価サイン		所在学区		編冊番号		SPACE		行番号		資産の種類		資産コード										資産の名称等										数量		年号		年		月		取得価額										耐用年数		増加償却減価残存率		評価額																																	
継続番号[0		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO										要 領										FIELD-NO										要 領																																																											
注意		種類S、S-1 明細書増加分										9										空白の場合、「1」とパンチ										22										表紙に記載の年度をパンチ																																																											
共通		「0」で始まる数字もそのままパンチ										10										○印で囲んである数字又は記載の数字をパンチ										23										コンスタント「1」																																																											
		例 「01」は「01」とパンチ																																																																																																			
												15～17、19～21										見本「S」以外は、SKIPとする。																																																																															
1		10桁の数字に満たない場合は7桁目以降に空白パンチし、10桁にする																				なお、「S」と「S-1」で連絡票の束を分けている。																																																																															
7		特殊文字は、-（ハイフン）等の記号										18										○印で囲んである数字又は記載の数字をパンチ																																																																															
		アルファベットは半角・大文字でパンチ																																																																																																			

[illegible]

京都市役所																									業務名 固定資産税					作成者 行財政局市税事務所法人諸税室					作成年月日																															
穿孔指示書																									帳票名 償却資産連絡票(明細書減少分)					TEL 075-222-3170					令和2 年 10 月 1 日					2 枚の内 1 枚目																										
継続番号[010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100																																																																		
FIELD-NO		1					2		3		4				5		6										7						8							9		10																								
TYPE	NUMERIC																																																																	
	ALPHA																																																																	
	カナ																																																																	
	漢字																																																																	
	特殊文字																																																																	
	DUP																																																																	
	SKIP																																																																	
	LEFTZERO																																																																	
	LEFTSPACE																																																																	
右シフト																																																																		
桁数																																																																		
ITEM		所有者コード										SPACE		市評価サイン		所在学区		編冊番号		SPACE		行番号		資産の種類		抹消コード										資産の名称等										数量		年号		年		月		取得価額					耐用年数		申告年度		減少区分コード		SPACE	
継続番号[010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100																																																																		
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領																																								
注意		種類T 明細書減少分										9、10		○印で囲んである数字又は記載の数字をパンチ																																																				
共通		「0」で始まる数字もそのままパンチ										11		表紙に記載の年度をパンチ																																																				
		例 「01」は「01」とパンチ																																																																
												12		コンスタント「2」																																																				
1		数字の間に空白がある場合、詰めずに空白パンチ																																																																
6		特殊文字は、－(ハイフン)等の記号																																																																

[illegible]

[illegible]

見本「Q」①

納税者コード	業種	市評 所在 学区	編冊番号
①		③	⑤ ²⁰
X X	X X	X X	X X
	②	④	

		取		得		価		額				
		前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)				
21	23		⑥	36	⑦	49	⑧	62		74	75	80
11	X	X	X	X	X	X	X					
12	X	X	X	X	X	X	X					
13	X	X	X	X	X	X	X					
14	X	X	X	X	X	X	X					
15	X	X	X	X	X	X	X					
16	X	X	X	X	X	X	X					
17	X	X	X	X	X	X	X					
	令和 年1月1日現在の帳簿価額 (ホ)	※ 評 価 額 (ヘ)		※ 決 定 価 格 (ト)		※ 課 税 標 準 額 (チ)						
21	23		②⑦	36	②⑧	49		62		74	75	80
22	X	X	X	X	X							
23	X	X	X	X	X							
24	X	X	X	X	X							
25	X	X	X	X	X							
26	X	X	X	X	X							
27	X	X	X	X	X							

見本「Q」②

[illegible]

		取		得		価		額				
		前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)				
21	23			36		49		62		74	75	80
11	X	⑥	X	X	⑦	X	X	⑧	X			
12	X	⑨	X	X	⑩	X	X	⑪	X			
13	X	⑫	X	X	⑬	X	X	⑭	X			
14	X	⑮	X	X	⑯	X	X	⑰	X			
15	X	⑱	X	X	⑲	X	X	⑳	X			
16	X	㉑	X	X	㉒	X	X	㉓	X			
17	X	㉔	X	X	㉕	X	X	㉖	X			
		令和 年1月1日現在の帳簿価額 (ホ)		※ 評 価 額 (ヘ)		※ 決 定 価 格 (ハ)		※ 課 税 標 準 額 (チ)				
21	23			36		49		62		74	75	80
21			X	㉘	X							
22			X	㉚	X							
23			X	㉜	X							
24			X	㉞	X							
25			X	㉠	X							
26			X	㉢	X							
27			X	㉤	X							

見本「R」

納 税 者 コ ー ド				業 種	市 評	所 在 学 区	編 冊 番 号
1	①				②	③	④ 20
X						X X	X+ + X

		取 得 価 額						
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
21	23		36	49	62	74	75	80
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
		令和 年1月1日現在の 帳簿価額 (ホ)	※ 評 価 額 (ヘ)	※ 決 定 価 格 (ト)	※ 課 税 標 準 額 (チ)			
21	23		36	49	62	74	75	80
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								

見本「S」

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所 有 者 名

納税者コード	業種	市評	所在 学区	編冊番号	※
1					
X					

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	② 資④産 の 名 称 等																							数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数	修 残 正 減 率 価	前年度評価額(評 価区分空白)又は 当該年度評価額 (評価区分2)	評 価 区 分	※ 課税標準 の 特 例		前年度理論簿価額 (評価区分空白)又は 当該年度理論簿価 額(評価区分2)							
			年 号	年	月	コ ー ド	率																																					
23 01	25 X	26 X	⑦																							53 X	54 X	56 X	57 X	58 X	61 X	62 X	73 X	74 X	15	16	X	X	76 X	80 X	21			
02	6																																	14					17	18			20	
03																																												
04																																												
05																																												
06																																												
07																																												
08																																												
09																																												
10																																												
11																																												
12																																												
13																																												
14																																												
15																																												
16																																												
17																																												
18																																												
19																																												
20																																												

見本「S-1」①

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所 有 者 名

納 税 者 コード	業 種	市 評	所 在 学 区	編 冊 番 号	※
1					
X		③		⑤	20 22

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コー ド		② 資 ④ 産 の 名 称 等												数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	修 残 正 減 率 価	前年度評価額(評 価区分空白)又は 当該年度評価額 (評価区分2)	評 価 区 分	増 加 事 由	※ 課 税 標 準 の 特 例		前年度理論簿価額 (評価区分空白)又は 当該年度理論簿価 額(評価区分2)	
																	年 号	年	月										コ ー ド	率		
23	25	26	33	34	53	54	56	57	58	61	62				73	74																
01	X	X	⑦	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X					X										
02	⑥							⑩	⑪	⑫						⑭										⑱						
03																																
04																																
05																																
06																																
07																																
08																																
09																																
10																																
11																																
12																																
13																																
14																																
15																																
16																																
17																																
18																																
19																																
20																																

見本「S-1」②

令和 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

[illegible]

注意:「取得年月」の年号の欄は、4「平成」、5「令和」のいずれか、「増加事由」の欄は、1「新品取得」、2「中古品取得」、3「移動による受入れ」、4「その他」のいずれかに○印をつけてください。

京都市

見本「T」

種類別明細書（減少資産用）

所 有 者 名

納 税 者 コード				業種	市評	所在 学区	編冊番号	※
1			①			②	④	20 22
X				X		X	X	X

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コード												数 量	取得年月			取 得 価 額				耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		23	25	26	⑥										33	34	⑦							37	38	40	42	54	56	58	1 3 移	2 却 動	3 減 失 4 その他	1 全部 2 一部	59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
01	X	X												X	X	X																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

見本「U」

固定資産税税額リスト兼異動連絡票

納税者コード										C/C	年相			
区		学区		町		氏名								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
X	X	X	X	X	X			4		X	X	6	X	
①		②		③		⑤								

[illegible]

	固定一般分税額										固定共有分税額										都計一般分税額										都計共有分税額										減免等 コード						
手計算	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
減免 1	X					⑦						X	X					⑧					X	X					⑨									⑩					X	X	⑪	X	
手計算	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108
減免 2	X					⑫						X	X					⑬					X	X					⑭										⑮					X	X	⑯	X
手計算	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155
減免 3	X					⑰						X	X					⑱					X	X					⑲										㉑					X	X	㉒	X
減免後	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199			
税額	X					㉔						X	X					㉕					X	X					㉖										㉗					X			

	固定資産税額										都市計画税額										年税額												
年税額	2017	2018	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232
	X						26					X	X					27					X	X					28				X

	第 1 期 分 稅 額										第 2 期 分 稅 額										第 3 期 分 稅 額										第 4 期 分 稅 額										更正隨時分稅額										隨 時 分 稅 額										調 定 月							
期別稅額	20	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300
	X					29				X	X					30				X	X								31				X	X					32						33				X	X							34					X	X	X				

	過年度税額計										4月過年度					5月過年度																											
過年度	90	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133
税額	X						36				X	X				37																X	X			38						X	

35

エラーサイン

電子計算機による事務処理等（入力等）の 委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 契約目的物
 - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

（教育の実施）

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第 10 条** 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 4 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
- (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないように必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 8 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

第 11 条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

第 12 条 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生の通知）

第 13 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

- 2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（支給品及び貸与品）

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定める

ところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（検査の立会い及び引渡し）

- 第 15 条** 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第 4 条第 1 項の検査に係る試行、試験等のための納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

（契約の解除）

- 第 16 条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 甲は、前 3 項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
 - 5 乙は、第 1 項から第 3 項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の

補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第 19 条 委託業務の履行に必要なとなる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。